

### 3. 農業改良普及所の設置

農業改良普及所は、改良普及員の活動の拠点として昭和33年10月から、法律に基いて設置されることになった。

都道府県は条例をもって、その位置、名称、管轄区域を定め、改良普及員は全員普及所に所属せしめられている。条例に基く全国の農業改良普及所の数は、1632カ所で、支所の数は、792カ所となっている。

この農業改良普及所の運営に必要な経費については、昭和30年からその一部について補助するようになり、その額も年々増加して昭和34年度においては、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、光熱費、人夫賃などの経費につき、1ヶ所当たり 22,295円が補助された。

農業改良普及所の都道府県別数は、附表(5)のとおりである。

### 4. 巡回指導施設の整備

改良普及員の普及活動は、農家及び圃場等の現場における指導に重点がおかれているが、その活動に機動性を与える活動の能率を高めるため、各普及員に対し、従来から自転車の整備に重点をおき、自転車各1台を購入し、その更新補修を逐年行なつて來た。最近特に普及員の活動が広範多

岐と亘って来たので、その機動力を更に増大することが必要になり、34年度においては、オートバイを203台補助したが、その結果 150cc 以上 69台、125cc 294台、90cc 以下 66台、計 429台が整備された。

## 5. 農業改良指導施設の設置

昭和29年度から設置された耕種改善試作圃は、営農改善上の重要課題について、農家の協力のもとに農家の圃場をかりて現在考えられる知識、技術を総合的に応用して改良技術の農家への普及を図るとともに、改良普及員の指導力の涵養に資することを目的として、普及地区毎に課題を選び、専門技術員、農業試験場の協力のもとに運営されている。

昭和34年度の実績によると1普及所あたり、平均2.3  
力所、1力所当たり、平均10アールの圃場を試作圃に利用している。総設置力所数は3,950力所となっている。

## 6. 畑作農家総合指導施設の設置

畑作農業の振興のため行なわれる各種施策に対応して、畑作農家の営農改善に関する普及指導を強化するため、本年度から畑作農家総合指導施設を設けた。

これは、我國の主要畑作地帶の代表普及地区内の部屋を

畑作農業地域の分布を考慮して 3カ年計画で全国 630カ所を設置しようとするもので、本年度においては、210カ所の設置をみた。この施設においては関係機関の協力を得つつ専門技術員の充分な指導のもとに農業改良普及所が中核となり、農家の営農診断、営農設計及び改善計画の実施に關し、総合的且つ濃密な指導を行ない、畑作農家経営の改善を促進し、もって地区内の畑作農業改良の普及の拠点たらしめようとするものである。

#### 7. 農業改良普及員の研修の実施

普及事業の中心をなすものは改良普及員であり、その遺傳如何は、事業の成否をきめる鍵である。

農業改良普及員に対する研修は、技術研修および特技普及員新任予定者研修を実施した。

技術研修は、農業改良普及員に対し、地区的農業事情に応じ新しい農業技術について技術水準を向上させ普及活動に資するため 3 年に 1 回の割で研修を行なうもので、普通作物、土壤肥料、病害虫、畜産、經營、農機具、専用作物果樹、そ東等のうちから 6 科目以上について 1 科目、30 日間で 3,542 人（1県当り平均 77 人）に対し研修が行なわれた。

特技普及員新任予定者研修は、特技普及員設置 3カ年計画の第 2 年目の研修で、普及活動の効率化と普及指導の濃密化を図るため高度の特技を修得せしめようとするもので、前年同様 530 人の新任予定者に対し、畜産、そ葉、果樹、農機具の 4 科目について概ね 6 カ月間研修が行なわれた。

## B. 生活改善普及事業

家族労働を基調とし、自給的性格を濃厚に帯びるわが国農業経営の改善をはかるためには、生産対策と平行して、農家生活に対する指導が不可欠である。家族労働力の保持、家事労働の軽減、生活資源の効率的処理、現金支出の合理化等、生活の合理化が農業の改良と併せすすめられて、はじめて農業諸施策の渗透は期しうる。生活改善普及事業が農業改良普及事業の一環として積極的に推進されているゆえんである。

### 1. 職員の設置

生活改善普及事業に従事する道府県の職員として、農業改良助長法第 14 条の 2 によって生活改良普及員と生活改善専門技術員が置かれている。

#### (1) 生活改良普及員

生活改良普及員は、農業改良普及員とともに都道府県

県が設置する農業改良普及所に所属して農家の生活改善全般について総合指導を進めている。34年度92人の増員により、1,089人の生活改良普及員が普及所に配置されているが、1,586カ所のうちまだ101カ所の普及所には、配置されていない。これらは生活改良普及員の未配置地区として残されている。

普及所数(地区数)	1,586
昭和34年度生活改良普及員定数	1,689人
生活改良普及員未配置普及所数(地区数)	101

生活改良普及員未配置普及所の解消ならびに1人当たりの可動範囲および被服、食、住の特技的組合せを考慮して効果的総合的な活動を行なうため、生活改良普及員の増員の必要性が痛感されている。

#### (口) 専門技術員

生活改善関係専門技術員は、33年度末現在92人で各都道府県に対し平均2人となっている。これらの専門技術員は、被服、食、住、家庭管理、普及方法の5専門項目に分けて設置することとなっている。高度の専門的立場から生活改良普及員を指導する専門技術員の任務が完全に果たされるためには、各都道府県に5人(各専門項

目ごとに 1人) 1つ設置する必要がある。現在 2人の定員は、暫定措置として、被服、食、住、家庭管理のうちのいずれかの生活技術担当の専門技術員と普及方法を担当する専門技術員に分けて、生活改良普及員に対する生活技術、普及方法両面の指導にあてている。

生活改善関係専門技術員専門項目別設置状況

項 目		人 数
生 活 技 術	被 服	13 人
	食	21 人
	住	6 人
	家 庭 管 理	6 人
普 及 方 法		46 人
計		92 人

生活技術担当の専門技術員は、専ら展示実験施設に駐在し、農家の生活技術の創出修正を行なうとともに、生活技術について生活改良普及員を指導援助し、普及方法担当の専門技術員は、県方主務課にあって普及活動の方策の研究に当るとともに、この面から生活改良普及員の指導を行なっている。なお、都道府県別設置状況は、附表(6)のとおりである。

## (iv) 改良普及員の普及活動の概要

普及活動は、初期の啓蒙活動の段階を経て本格的な普及指導の段階にすすんでいる。農地改革と契機とする一連の農業民主化運動及び営農方式の着しい進歩、農村婦人の法律的地位の向上、学校教育の充実などによって農家生活も表面的には相当の改善をみたが、その生活の実態にはなお多くの欠陥を残し、農民生活の福祉と農業生産の増強に重大な障害を及ぼしている。例えば食生活をとっても、各種栄養素の不足に起因する身体症候発現率は都市の人々倍弱に及び、早急な対策を必要としている。しかも、このような欠陥は農業經營の形態や生活意識、生活慣習などと固くむすびつき、一片の啓蒙宣伝や物質援助によって是正しらるものではなく、農民の自覚と意欲を培養し、その主体的な活動のもとに実態に適合した技術的援助を行なうことによって逐次改善とはかって行く外はない。しかし農家生活に対する技術的指導を担当する生活改良普及員の定員は1,689人にすぎず、1普及員当たりの担当農家は3,700戸を越えている。この多数の農家を一轍に指導の対象とするならば、散漫な啓蒙活動によってなお1人の普及員の活動時間をもっておうこ

とはむずかしく、生活改善の効果は期待し得ない。

したがって、生活改良普及員の活動方式としては、担当地区内的一部（200戸内外）を区切り、ここを濃密指導地域として、この中の重要な共通性の高い生活の問題を改善するために、経済力、知識、技術、能力等に応じ各層の人々が無理なく改善できるよう各種活動を立体的に組合せて援助している。

なお、この地域以外においても啓蒙活動及び事項別指導（例えば、保存食の作り方、作業衣の防水方法とか、1、2の課題解決のための指導）などによる指導を行なっている。これらの中より特に継続的援助を要望する場合は、グループ指導を行なうこともある。グループにおける活動を通じて農民はいちじるしい人間的成长をとげるとともに、複雑で困難な生活改善の課題を経済力、技術能力に応じて無理なく解決している。このグループの数は35年3月現在で14864、グループ員は309,686人で、普及員1人当たり8.6グループとなっている。1グループの平均員数は21人である。グループ数、グループ員数は毎年増加しており、普及活動の着実な進展を物語っている。

生活改善実績発表大会などからグループ活動をみると、とりあげる問題が漸く複雑となり、技術的にも高度になっているのが目立つ。また、有色野菜の計画栽培による口角炎の解消、家畜の飼育による不足栄養素の補完など生産の改善と結びつけた解決方法も多くなっている。さらに、グループでの経験と学習の基礎に立って自分でプロジェクトをもち、創意工夫を發揮して独自な改善を行なっているものも増えている。

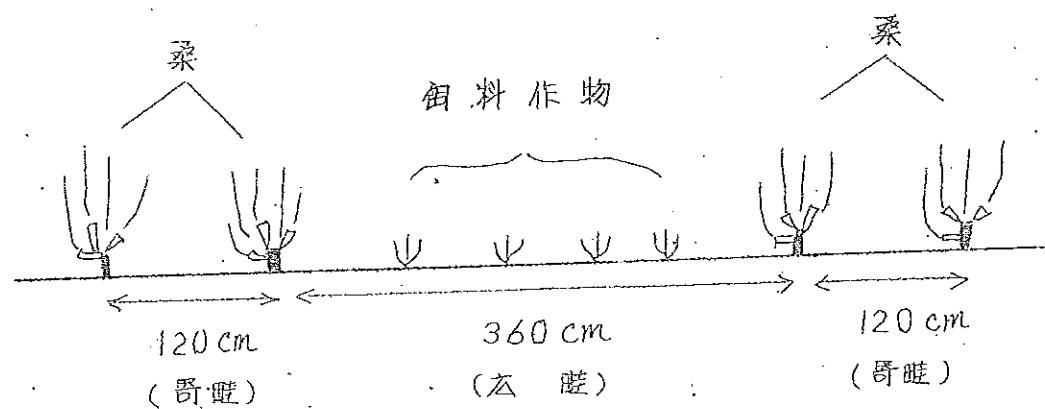
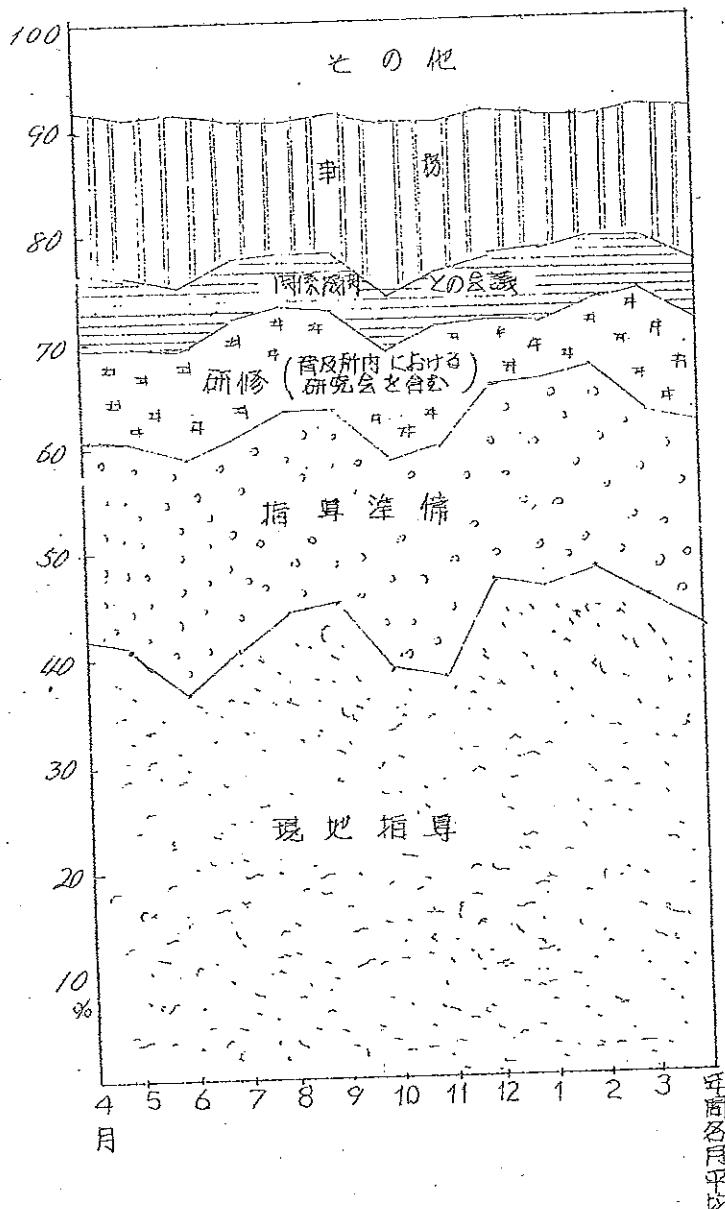
普及活動は衣、食、住、家庭管理、保健衛生等生活のすべての面に及び、しかも物的施設の改善のみならず、農民の生活に関する知識、技術の向上に努力しているので、その成果を年度毎に正確に評価することは困難である。これには、組織的な総合調査を要するのであって、これまでのところ、本事業の実績を把握した資料はない。しかし、その一端を示すものとして、32年2月農林省農林經濟局統計調査部の実施したかまど改善状況調査によれば、普及事業の発足した24年以降の改善戸数は1,600戸にのぼり、しかも普及員の配置数と明瞭な相関関係を示し、農家生活の改善に対する生活改善普及事業の寄与を示している。

生活改良普及員の活動時間の各月の内訳は次表のようであるが、女子の勤務としては、超過勤務時間が多く、農民の要望と普及員数との間の不均衡を是正する必要に迫られている。また、最近、新生活運動、健康農村建設運動、新農山漁村建設事業等、農民生活の向上を標榜する各種の事業が実施されているが、生活改善普及員はその援助者として広く関与を求められている。

活動時間の内訳（全国1人1カ月平均）

出勤 窓日数	現地 指導	指導 準備	研修 (普及所内 研究会)	用務機 関の会議	事務	その他	勤務 時間	入院で 定めた 勤務時間	外泊 日数
24.7	83.5	38.0	18.7	11.2	27.5	17.2	196.1	185.0	0.7

生活改良普及員の活動時間の内訳



## 2. 巡回指導施設の整備

生活改善普及員が普及活動を行なうにあたって、31年度から新たにスクーターが配置され、巡回時間の短縮と疲労の軽減をはかることになった。34年度におけるスクーターの設置台数は535台となっているが、生活改良普及員総数に対する比率は、31.6%に過ぎない。

## 3. 生活改善普及器材の整備

視覚その他の感覚に訴えて農民の理解を適確にする手段として各種の普及器材を必要とするが、この目的のため都道府県において整備された普及器材の主なものは、幻燈スライド、水质検査器、組立台所模型、大工道具セット、歩測計、計量器等である。

## 4. 農家生活技術改善研究の実施

農家生活の改善に関する実験及び展示を行なう施設として28、29の両年度にわたり、生活改善展示実験施設が設置された。この施設において専門技術員が実験に従事しつつ、生活技術上の問題を解決していくことによつて、農家向けの生活技術の確立をはかっている。これらの実験のうち國から出した課題に基いて行なわれる実験に対しては國が研究費補助金を交付しているが、これには過去実験費

と連絡研究費の2種類がある。

#### (1) 農家生活技術適応実験の実施

生活技術を農家に導入する場合には、地方により生活条件が異なるため、その地方の農家生活の実態に適する上う大なり小なり技術の修正を行ない、適応性を持たせることが必要である。

このため展示実験施設における実験の実施と相まって、必要に応じて実験農家を該定して、生活技術の修正のための実験を行なっているが、これを適応実験と呼んでいる。34年度において国から出した課題は19点、これに対し46都道府県において142項目の実験が実施された。そのうちの数例をあげれば次のとおりである。

#### 34年度実施の適応実験項目例

部門	適 応 実 験 項 目	県名
被服	布製飼料袋、肥料袋の利用法に関する実験 女子水田作業衣の管理法に関する実験 みかんの摘花作業衣の型態及び地質に関する試験 寒冷期の水田作業衣の下にくずく防寒着の地質及び型態に関する試験	神奈川 新潟 山口 徳島 愛媛
	酪農農家向換乳補助衣の着方に関する実験 平坦部の早朝栽培における水田作業衣の組合せと着方に関する実験	佐賀

食物	<p>くずりんごを利用した簡易加工法に関する実験 春期農業期に20日以上もつ鶏の燻製の実験 積雪寒冷地帯における冬季野菜の保藏法の改良実験</p> <p>牛乳を添加した農家向の日替食の作り方に関する実験</p> <p>農家向の牛乳料理の作り方に関する実験 食塩の浸透圧による野菜の放水量及び野菜の切り方による放水量の変化の把握</p> <p>大豆及び蚕豆の浸漬温度の差による吸水量の比較及び新古別の浸漬時間の吸水速度の比較実験 春期野菜の保藏法に関する実験</p> <p>農業期の食生活におけるビタミンB1の補給法に関する実験</p>	<p>青森 福島 石川 京都 広島 高知 福岡 佐賀</p>
住居	<p>奈良県の気候条件に適した保温貯湯槽の構造に関する実験</p> <p>炊事用具の立体的格納設備の使い易い高さに関する実験</p> <p>保温貯湯槽を屋上においていた場合と海水内においていた場合の保温効果の比較実験</p>	<p>奈良 広島 福岡</p>
家庭管理	<p>生活改善事項に沿った家計簿利用法に関する実験</p> <p>改良炊事用具の組み合せが炊事作業に及ぼす時間的効果の確認のための実験</p> <p>家計簿記帳用戸棚の利用効果に関する実験</p>	<p>埼玉 三重 熊本</p>

## (ロ) 農家生活技術連絡研究の実施

各地帯ごとに至急解決を迫られている生活技術上の課題のうち専門技術員のみでは解決しえない問題については、課題毎に農家生活の各分野に関する専門技術者の収集を求め、その総合指導の下に実験研究を行ない解決をはかっている。34年度においては次の12県で13項目を実施した。

### 農家生活技術連絡研究項目

部門	県名	連絡研究項目
被服	愛知	作業用防寒着の適当な布地と型に関する研究
	茨城	作業用防寒着に関する研究
	高知	半農半漁地帯の作業衣に関する研究
食物	北海道	福羊肉を使って農家が出来る簡易な貯蔵加工方法
	秋田	水田単作地帯の農家に適した毎周有毛野菜の作付計画
	岩手	農家に出来る牛の初乳完全利用の方法
	岡山	千拓水田地帯及び果樹地帯における年間自給蔬菜の作付計画
	鹿児島	動物食品の合理的な保藏法(凍製)
住居	宮城	農村住宅の住み方及び設計指針に関する研究
	茨城	メタンガス発生装置に関する研究
	鹿児島	農村住宅設計上の指針に関する研究
家庭管理	福井	農家の日常生活に必要な調理技術と食器調理器具の基準に関する研究
	大分	農家に必要な食器及び調理器具の基準と格納方法に関する研究

## 5. 生活改善展示実験施設の増設（製パン設備の設置）

生活改善展示実験施設は 28. 9年度に設置以来、農家生活の改善に関する実験及び展示を行なう場として活用されて来た。更に 29 年度においては、本施設において、農家向製パン技術の実験を行なうとともに、その技術を生活改良普及員に修得させるための研修を行ない、農家の食生活の改善に役立てる目的で次の 13 県に製パン技術の実験実習用設備器具を設置した。

1. 設置県 北海道、宮城、岩手、福島、群馬、埼玉、  
　　富山、愛知、島根、広島、福岡、大分、宮崎  
2. 設置設備 製パン設備一式（電気パン窯、小型パン窯、ミキサー、冷蔵庫など）

## 6. 生活改良普及員に対する研修

### (1) 県別研修

資質の向上をはかり、普及活動を効率化するため、各都道府県において専門技術員を中心となり、研修を実施した。普及計画の立て方や、展示実験室を中心としてつくり出される新しい生活技術の習得など当面の普及上の課題の解決を試み、研修を通じて普及事業の推進をはかった。

各都道府県において行なわれた研修の項目及び方法は次のとおりである。

#### (1) 研修方法とその割合

研修方法 ＼	実例全員研修 (38県平均)	グループ研修 (38県平均)	計	新任研修 (20県)
平均研修日数	5.3日	3.8日	9.1日	21日
割 合	58%	42%	100%	

#### (2) 研修内容とその割合 (38県平均)

研修内容	普及方法	生活技術	基礎理論	その他	計
割 合	53%	37%	2%	8%	100%

#### (3) 生活改良普及員 1人当たり研修日数 10日

生活改善専門技術員 1人当たり普及員研修に要した延

日数 22日

#### (2) ブロック研修

生活改良普及員が広く他県の普及員と接して、それぞれの活動体験を交換し合い、生活技術の交流をはかるため、次のとおり、ブロック研修会を開催した。

(1) 開催担当県 青森、神奈川、長野、京都、滋賀、熊本

(2) 参加者 普及活動経験3年の普及員各県2~3名及び生活改善専門技術員

④ 期間及び内容 2泊3日

グループで取り上げられ改善実行された問題が周囲により影響を及ぼしていくためには具体的にはどんな点を考慮したらよいか、その方法をみつけることに主眼をおいた。

7. 生活改良普及員の養成

農家の女子のうちから、資質の高く農家生活の改善に対する関心と意欲をもつものを生活改良普及員として養成するため、岩手、長野、香川の3県において生活改良普及員養成施設を継続運営している。また、本年度は岩手県の本施設に宿舎を増築した。

C. 農業講習施設による改良普及員等の養成

改良普及員等、農村における第一線技術指導者の養成並びに研修機関としての都道府県の農業試験場内に農業講習所が置かれている。農業講習所は、高等専門学校卒業者を入所資格とし、2ヵ年間、農業の技術及び普及方法に関する専門的な教育を実施し、改良普及員として必要な知識技術を附与すると共に、市町村、農業協同組合、農業共済組合等の技術員の養成に努めている。

34年度における農業講習所の在所生は、農業科第1学年956人、

第2学年 857人、計 1,813人で、生活科第1学年 541人、第2学年 58人、計 112人となつてゐる。

その都道府県別の内訳は附表(7)のとおりである。

#### D. 経営伝習農場による農村青少年の教育

経営伝習農場は、農家の後継者育成に重点をおき、中学校卒業者を本科生とし、本科修了者乃至高等学校卒業者を研究生（専修生）として入所せしめ、生産実習による実務教育と全寮生による生活教育を行なつてゐる。

教育期間は、本科生は大体1年制であるが、9農場が2年制であり、研究生の期間は1年である。経営伝習農場は上記の教育の外、青少年クラブのリーダーや一般農民に対する短期講習並びに青年研修の場として、又、地域農業の指導及び展示の農場としての役割を果してゐる。

34年度における生徒数は全国53場で3,829人（中女子生徒451人）であり、短期研修受講者は凡そ延120,000人、農場見学観察者数は35万人はいる。

卒業（修了）生は殆んど例外なく農業に従事し、農村における青少年クラブの中核者として、又、改良普及員の良き協力者となって活躍してゐる。

34年度における各都道府県別予算、生徒数は、附表(4) (8)のとおりである。